

スポーツ組織におけるリスクマネジメント

－リスクを適切に管理し、安心・安全なスポーツ活動を－

令和6年3月2日（土） 於：芦屋市立青少年・スポーツセンター

与那覇 秀勲（公益財団法人兵庫県スポーツ協会）

1

こちらの事故をご存じですか？

1996年8月、サッカーの試合中に当時の高校生が落雷によって重体となった。この事故における裁判では、「平均的なスポーツ指導者ならば、黒く固まつた雷雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたら、落雷の危険性が迫っていると予見することは可能」だと指摘され、同校サッカー部の引率者兼監督であったC教諭及び大会主催者のY協会の担当者の過失を認め、D学校及びY協会に対し、遅延損害金を含め約5億円の賠償金を命じた。本判決は、課外クラブ活動中の落雷事故に関する初の最高裁判決である。

本判決は、落雷という自然現象に起因する事故であっても、予見すべき場合があることを認めた判例としてリスクマネジメントの教訓となっている。

具体的な状況

■原告 A高校のサッカー部に所属していた生徒A氏

参考文献：岩本尚繩「民事判例研究」

■被告 A高校及び高槻市体育協会

■状況

生徒はA校のサッカー部に所属。第一試合は午後1時50分開始。その頃、雷雲が上空に現れ、小雨が降り始め、時に遠方から雷鳴が聞こえる状態。A校の第一試合は午後2時55分に終了。その後に他校の試合が開始され、主審をA氏の顧問であるB教諭が務めた。

この試合の開始直後から、空には暗雲が立ち込め、ラインズマンがラインを確認することが困難になる程の豪雨が降り始めた。この試合中の午後3時15分頃に大阪管区気象台から雷注意報が発令。しかし本件大会の関係者は、雷注意報が発令されたことを知らなかった。

この試合が終了してから、A高校の第二試合の開始時刻(午後4時30分)まで、雨は止み、空も明るくなりつつあった。しかし、会場の西南の方向に黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、さらに雲の間に発生した放電を目撃した者も。ただ、雷鳴の音は大きくなく、遠くの空で発生した程度として考えられた。第二試合が開始されたその約5分後、突如としてフィールドが明るくなり、大きな音と稲光とともに、その場にA氏は倒れた。

Copyright © Hyogo Sport Association.

3

スポーツ事故における過失

■過失とは？

注意義務違反のことで、結果発生の予見可能性ないし予見義務を前提とした結果回避義務に違反した行為のことである。過失における注意義務は、当該の職業・地位・立場等に属する通常人の能力・技量等を基準にして一般的・客観的に決定される

■本事故における過失

上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃。雷鳴が大きな音ではなかったとしても、サッカー部の引率者兼監督であったB教諭は落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきで、予見すべき注意義務を怠った。

本事故は大会中であったことから、B教諭の責任でもって試合を止めることができが必ずしも可能な状況ではなかった。しかしながら、事故直前の試合において、悪天候中に審判を行っており、試合を止めることができる立場にあったにも関わらず止めなかつたこと、同様に大会運営者にもその過失があったことが認められた。

Copyright © Hyogo Sport Association.

4

リスクマネジメントとは？

■リスクとは、「事態の発生確率とその結果の組合せ」

■リスクマネジメントとは

リスク管理とも呼ばれ、事故の発生を予防する「事前対応」と
事故が発生したときに最悪の状況を避ける「事後対応」を併せていう

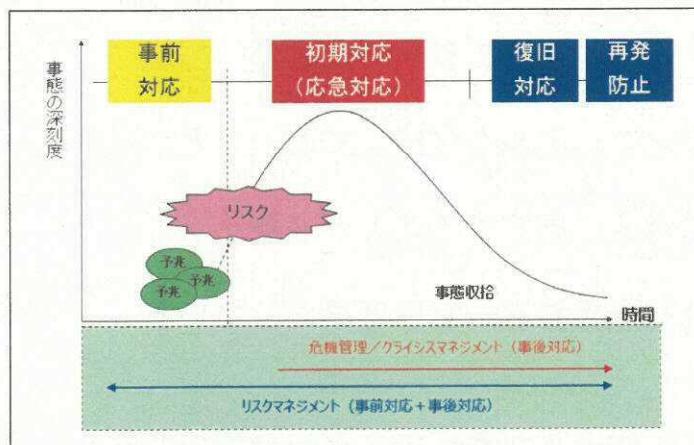
■スポーツ場面には、ケガや事故はつきものだが、その件数を減らすこと、
そして万が一事故が起こった際に、最悪の事態を避けることが必要

リスクマネジメントの知識を身につけ、実践しましょう

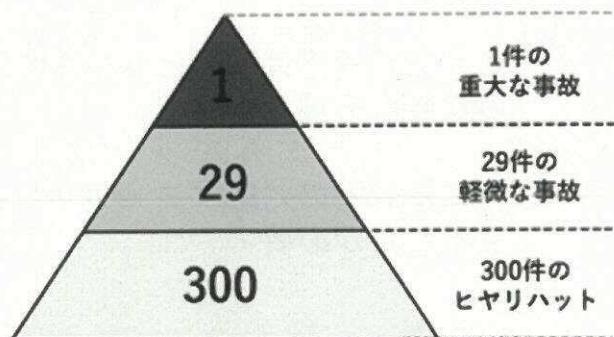
Copyright © Hyogo Sport Association.

5

リスクカーブとハイインリッヒの法則



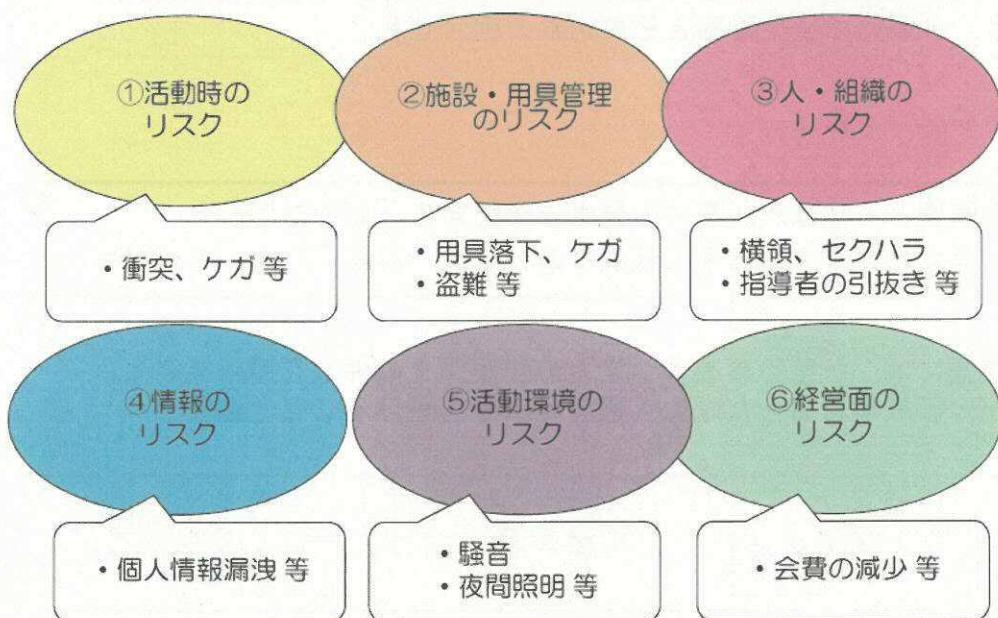
ハイインリッヒの法則



Copyright © Hyogo Sport Association.

6

スポーツ組織のリスク



Copyright © Hyogo Sport Association.

7

スポーツ組織の活動時のチェックポイント

別紙「リスクマネジメント対策マニュアル」をご参照ください

- スポーツ組織においてこのようなマニュアルを作成しておくことが必要
- マニュアルは指導者や会員などに十分に周知することが必要
- こうした対応は組織としての安全配慮義務を一定程度果たしているとみなされる場合がある。
- 特に緊急時の対応マニュアルは必ず作成したうえでスタッフ間で共有することが必要

Copyright © Hyogo Sport Association.

8

スポーツ場面におけるリスクマネジメントの考え方

POINT

01

事故事例を出来るだけ多く知る

POINT

02

「まあ、いいか」をなくす

POINT

03

事故発生時に最悪を想定した行動をとる

POINT

04

治療費や慰謝料の支払いに備える

Copyright © Hyogo Sport Association.

9

事故判例

■事例1（強風による用具の転倒事故）

高校1年の生徒が倒れてきた野球の練習用ゲージで頭を打ち死亡。

同校の硬式野球部の監督、助監督を業務上過失致死容疑で、書類送検。

事故前から強風で複数回倒れていたにも関わらず、安全対策を怠ったことが、理由。

■事例2（医療機関の受診に対する指導不足）

当時高校1年生のAさんはバレーボール部の練習中、体育館でネットに引っかかって転倒し床に後頭部を強打、3日後に硬膜下血腫で死亡。Aさんの両親は、「顧問教諭がすぐに医師に診せるべきだった」として、学校に対して約1億1,000万円の損害賠償を請求。学校側が事故を風化させないためAさんの名前を冠した球技大会を年1回行うことなどを条件に和解が成立。金額は非公表。

Copyright © Hyogo Sport Association.

10

事故判例

■事例3（水漏れによる転倒事故）

2008年3月、当時高校生だったAさんは、B町が管理する体育館でバスケットボールを練習中、床の上の水滴で滑って転倒。股関節脱臼で約1ヶ月入院。現場上部の蒸気式暖房配管に亀裂があり、冷えた蒸気が水滴となって床にしたたっていることが原因。B町は、全面的に責任を認め、Aさんに治療費や慰謝料など約61万円を支払う。

■事例4（施設構造の不備と管理責任）

当時A県立高校1年生のB君は、体育館での練習試合で、勢いあまってゴールポスト後ろの窓ガラスに右腕から突っ込んだ。筋肉や神経、骨を負傷、リハビリしたが2003年「肢体不自由右手指機能障がい」で身体障がい者3級と認定。体育館の構造と管理責任により、A県が慰謝料など約3,800万円を支払うことで和解。

事故判例

■事例5（指導方法に関する過失）

A市の少年野球チームの総監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C君は練習開始、3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、賠償金約5,000万円で和解。

■事例6（未熟者の試合への出場に関する過失）

A県立高校の当時高校1年生のB君は高校空手道選手権大会予選に出場。3回戦で対戦相手の突きを顔に受け、脳幹部外傷性くも膜下出血などで倒れためたが、手足に障がいが残った。これに対して両親は、技が未熟なまま大会に出場させた学校側に責任があるとして、県を相手取り損害賠償を請求。空手部に入部するまで空手の経験がなく、約4ヶ月の練習で大会に出場させたのは安全配慮義務違反にあたると主張。県は450万円を支払うことで和解。

事故判例

■事例7（顧問不在時の事故）

県立高校のテニス部の部活の練習中に熱中症で倒れ（心停止、救急搬送）、重度の心筋障がいが生じ、現在も寝たきりの状態の重い後遺障がいが残ったとして、高裁は県に約2億3,000万円の支払いを命じた。顧問教諭は出張のため練習の冒頭しか立ち会っていなかった。「通常より軽度の練習にとどめるなど、熱中症に陥らないよう指導する義務があった」として、「通常より長時間で密度の高いメニューを指示し、水分補給に関して特段の指導もなかった」と顧問教諭の過失を認めた。

■事例8（過失が認められなかった事例）

A大学の水泳部2年のAさんが中国・昆明での高地トレーニング中に死亡（50m潜水2本を終えた直後にけいれん、意識失い3時間後に死亡確認）。①コーチは十分な睡眠や栄養、水分を取るよう伝え、脈拍測定、血液検査も実施、異常なしと判断されていた。また、高地トレーニングの経験者で体調管理能力を十分に備えていた、として安全配慮義務違反はなかったと、請求を棄却した。

その他の損害賠償事例

■フットサルの試合中にクリアしたボールが勢いよく体育館天井に当たってしまった。天井の留め具が破損し、板材がフロアに落下した（令和元年度 970,200円）

■活動時に設置していたテントが、ペグを打っていなかったために強風で飛ばされ、車2台を破損させた（令和元年度 607,600円）

■スノーボードサークルでゲレンデ滑走中に、前方の滑走者に接触し転倒させてけがを負わせた（平成30年度 2,259,174円）

■テニスクラブの練習中に周囲を確認せずに素振りしたラケットが、被害者の歯にあたり前歯が1本折れてしまった（平成29年度 131,410円）

■積雪期であったため、少年野球の練習を体育館で実施。フライの練習で力が入ってしまい、打球のテニスボールが天井版を突き破ってしまった（平成26年度 388,800円）

まあ、いいかをなくす

「いつもより参加者が多いなあ」 ····· 密集での事故の可能性

「ちょっと空が暗くなっているかなあ」 ··· ボール等の視認がしづらく事故の可能性

「試合に出すのはまだ早いかなあ」 ····· 未熟者がゆえの事故の可能性

「荒れたプレーが目立つなあ」 ····· 興奮状態による事故の可能性

「今日は風が強いなあ」 ······· 用具などの転倒の可能性

「今日は床が湿っているなあ」 ······· 転倒による事故の可能性

最悪の事態を想定しよう

○ A E D の場所を確認

○活動場所から片道 1 分以内の場所に配置

○年間 9. 1 万人が突然死 (A E D 財団)
→ 1 時間に約 11 名が亡くなる

○特にスポーツ中はそのリスクが高い

○もしものときにはためらわず使用を
電気ショックの必要性は A E D が判断



神戸親和大学学内 A E D 配置図

治療費や慰謝料の支払いに備える

■リスクファイナンシングとは

事故が発生したときの治療費や慰謝料の支払いに関する資金手当てのこと

その一つの手段が損害保険。損害保険には大きく分けて傷害保険と賠償責任保険がある

■傷害保険

会員がケガをした場合、通院1回で、または入院1日ごとに保険契約で定められた定額が支払われるもの。かかった治療費が賄われるわけではない。

■賠償責任保険

会員のケガの原因がクラブまたは指導者に「法律上の」損害賠償責任が発生した場合に支払われるもの。加入している保険によって支払いの上限が設定されている。

スポーツ事故における組織の責任

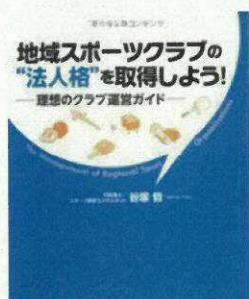
■事故が起こったとき誰の責任が問われるのか

①スポーツ団体が法人の場合

スポーツ団体が法人として責任をとることが可能

②スポーツ団体が任意団体の場合

クラブ代表者や指導者個人が責任をとることになる



③スポーツ団体が権利能力（人格）なき社団の場合

組織として見なされるため、スポーツ団体として責任をとることができる。但し、下記の4つの条件が客観的に満たされていることが確認できた場合のみ

- ①団体としての組織を備えていること
- ②多数決による意思決定が行われていること
- ③構成員が変更しても団体として存続すること
- ④規約などがある

スポーツ・文化法人責任保険

■スポーツ安全協会が運用する賠償責任保険

- 法人でないと加入できない。
- 掛金は売上高によって変動

対人賠償、対物賠償合算：1事故 **5億円**
ただし、対人賠償は 1人 **1億円**

参考 「スポーツ安全保険」と「スポーツ・文化法人責任保険」の違い

	スポーツ安全保険	スポーツ・文化法人責任保険
ご加入の単位	社会教育活動を行う4名以上の団体	社会教育活動を実施する法人
被保険者 (補償を受けることができる方)	スポーツ安全保険にご加入の団体の構成員個人(団体員名簿に記載の参観者、指導者等)	スポーツ・文化法人責任保険にご加入の法人
補償範囲	団体の監督下における団体活動中および往復中の事故	法人が行う社会教育活動の遂行に起因して発生した事故
傷害保険	○ (傷害保険が付帯されています。)	✗ (傷害保険は付帯されていません。)
賠償責任保険	○ (団体の構成員、法人が行う社会教育活動に参加する方が負う法律上の損害賠償責任)	✗
法人が負う法律上の損害賠償責任	✗	○

売上高	掛金
3,000万円未満	21,000円
3,000万円以上 1億円未満	35,000円
1億円以上 2億円未満	70,000円
2億円以上 3億円未満	105,000円
3億円以上 5億円未満	140,000円
5億円以上 10億円未満	175,000円
10億円以上 30億円未満	280,000円
30億円以上 50億円以下	350,000円